

# 社会福祉法人東方会 東光保育園

## 令和6年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 東方会
代表者氏名	理事長 坂本 弘照
法人の所在地	埼玉県深谷市東方町 3-13-3
法人の電話番号	048-571-2628

### 2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	東光保育園
所在地	埼玉県深谷市東方町 3-13-3
電話番号	048-571-2628
管理者名	園長 坂本 留美子
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 9名   3歳児 2号 26名
	1歳児 3号 12名   4歳児 2号 26名
	2歳児 3号 20名   5歳児 2号 27名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎月実施しています。
第三者評価の概要	実施なし
職員への研修の実施状況	内部研修年 10回、外部研修年 40回実施
認可年月日	昭和31年 4月 1日
事業所番号	1121851000193

### 3. 施設の目的・運営方針

理念	保育内容の充実と資質の向上に努め、明るく・強く・正しい園児を育成することにより、地域社会の福祉に尽力する
事業の目的	・ 児童憲法ならびに児童福祉法の保育指針及び要領を遵守する ・ 児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う ・ 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す
保育方針	自分からすすんで物事に取り組む子を育てる ① 元気で明るい子 ② やさしく思いやりのある子 ③ 人のいやがることをしない子 ④ 最後までがんばる子

目指す保育士像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの立場で物事を考え、一緒に共感できる保育士</li> <li>・子どもに寄り添い、子どもの持っている能力を伸ばし発展させていく力を持つ保育士</li> </ul>
---------	--

#### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1,355.72 m <sup>2</sup>		
	園庭	694.50 m <sup>2</sup>		
建物	構造	3階RC構造 1棟 木造平屋建て1棟		
	延べ面積	684.42 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	5室
	ほふく室	1室	遊戯室	0室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房			

#### 5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督する	1人	0人
主任保育士	園長を助け、園務の一部を整理する 園児の保育をつかさどる	1人	0人
副主任保育士	主任保育士の補佐および園児の保育	1人	0人
保育士	園児の保育	16人	8人
栄養士	園児の栄養指導および管理	2人	2人
調理員	給食調理および栄養士の補助	0人	1人
事務員	園務にかかわる事務	0人	1人

\*当園では、児童福祉法施行条例（平成24年12月25日埼玉県条例第68号）、深谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日深谷市条例第24号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)
その他	警報発令時、感染症流行時等の対応については別紙参照

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前 7時から 午後 18時
	延長保育時間	午後 18時から 午後 19時
保育短時間認定	保育時間	午前 8時から 午後 16時
	延長保育時間	午後 16時から 午後 17時

※上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### ①特定教育・保育の提供

上記時間において、保育を提供します。

### ②特色ある保育

薄着・裸足保育 / 障害児保育 / 食育・木育・花育 / 公園掃除 / バイク給食 / おやつクッキング / ふれあい絵本 / 園外活動(田植え・稲刈り見学) / 仏教保育 など

### ③保護者、地域等への支援

地域子育て支援 / 育児相談事業 / 老人福祉施設慰問 / 給食試食会 / 一日保育士体験 / 未就園児身長・体重測定 など

## 9. 食事の提供方法等について

### <食事の提供方法>

栄養士の作成した献立に基づき自園調理室で調理し、給食およびおやつを提供します。

### <食事の提供を行う日>

- ・ 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- ・ 献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
- ・ 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃
3 歳児		11 時 10 分頃	15 時頃
4 歳児		11 時 20 分頃	15 時頃
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃

- ※ 0・1 歳児の食事はご家庭と連携し、お子様の成長にあわせてミルク、離乳食、普通食へと切り替えていきます。
- ※ 3 歳以上児は好きなクラスに移動しおやつを食べる“どこでもおやつ”があります。
- ※ 4 歳・5 歳児は合同で給食を食べる“楽しい給食”があります。
- ※ 5 歳児は“おやつクッキング”“バイキング給食”があります。

① アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限り、お子さんに合わせて除去食及び代替食に対応していきます。担任保育士、栄養士にあらかじめご相談ください。
- ・その際は、医師による診断書の提出が必要です。

② その他衛生管理等

- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
- ・電解水発生装置を設置し、食材の洗浄や器具の殺菌・洗浄に用いています。
- ・調理従事職員や0・1 歳児担当保育士の検便検査の実施（毎月1回）を実施し、日々の健康管理・確認を徹底しています。

## 10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

<3 歳未満児>

深谷市の支給認定を受けた方は、同市の保育料無償化政策により0 歳児から保育料負担がなくなりました。

他の市町村の支給認定を受けた方は、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。保育料の納入は原則として口座振替のご利用をお願いしています。（ただし、納付書による納入も可能です。）口座引落日は当該市町村にご確認ください。

<3 歳以上児>

令和元年10 月から、国の保育料無償化政策により保育料負担はなくなりました。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

- ①に掲げる保育料のほか、保護者会費などの費用を負担していただきます。（別表参照）お支払方法については別途お知らせします。

## 11. 利用の開始について

当園では、深谷市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

- ※利用期間中に居住地や氏名変更等が生じた場合は、別途事務手続きを行うために速やかに申し出ください。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 転居等により園児の保護者が退園申請および手続きを行ったとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### ① 内科（小児科医）

医療機関の名称	今井医院
医院長名又は医師名	今井 育一
所在地	深谷市寿町 58
電話番号	048-572-7728

### ② 歯科

医療機関の名称	はちす歯科医院
医院長名又は医師名	蜂巢 潮寿
所在地	深谷市東方町 1丁目 13-1
電話番号	048-574-5262

## 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月1回実施			
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	消火器	110番直通通報装置
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	煙感知器	119番直通通報装置
	非常用電源			
避難場所	光福寺および深谷市立幡羅小学校			

### <救急・消防連絡先>

- 深谷消防署 上柴分署      深谷市上柴町東 3丁目1      TEL 048-574-3311
- 深谷警察署                      深谷市戸森 88 - 1              TEL 048-575-0110

#### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施しています。

#### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン興亜株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険（F型）
保険金額	対人賠償 1,000,000,000円 対物賠償 10,000,000円

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	堀口 徳恵（主任保育士）	
受付責任者	坂本 留美子（園長）	
利用時間	午前9時～午後17時	
連絡先	電話 048-571-2628 FAX 048-571-4423	
第三者委員 （法人監事）	千葉 道雄 電話 048-532-0734	安野 昌子 電話 048-572-3179
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

※保育園以外に、市町村の相談・苦情受付窓口があります

[深谷市役所 こども青少年課]

- ・家庭児童相談室 電話 048-571-1408
- ・子育て総合支援窓口 電話 048-574-6646

#### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報の取扱いについて、全職員への指導を徹底指導しています。

なお、転園・卒園の際には園児要録の移送等、転園先や就学先の事務連絡として必要な個人情報の伝達をおこないます。

#### 20. 当園におけるその他の留意事項

- ・当園は保護者会活動を行っています。これにともない保護者会費のご負担をお願いしています。
- ・クラス活動に支障が出ますので、登園は午前9時までにおねがいします。
- ・欠席の時や登園が遅れる場合は、必ず午前9時まで専用システム経由でご連絡ください。  
専用システムの使用が困難な場合は電話でお知らせください。
- ・原則として、事前にお申し出いただいている時間での迎えをお願いしていますが、緊急の場合で、お迎え時間に変更が生じた時は、必ず電話連絡をお願いします。

- ・ お子様の体調を知るために、ご家庭での検温にご協力ください。登園時に不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温をいたします。登園前にご家庭で①機嫌の善し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつものお子様の様子と異なっていないか、確認してください。
- ・ 熱が37.5℃以上ある場合は登園を控えてください。また登園後に37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
- ・ 麻疹(はしか)・水痘(みずぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等、学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、医師による診察の上、登園停止期間を経過してから登園して下さい。
- ・ 医療行為に該当するため、与薬は行いません。
- ・ 保育園の要覧(紙媒体)やホームページでお子様の写真や描画作品などを掲載することがあります。掲載を希望しない方は事前にお申出ください。

## 別 表

### <利用者負担金について >

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食費	2号認定を受けたこどもに係る主食給食費 (3歳児クラス以上)	月額 1,000円
幼児副食費	2号認定を受けたこどもに係る副食費 (3歳児クラス以上) ※年収360万円未満相当世帯の子どもと 第3子以降の子どもについては無償	月額 4,800円
保護者会費	保護者会活動費(在園児全員)	月額 500円
延長保育利用料	延長保育を利用した方のみ	別に定める実費
その他	通園かばん代(2歳児から使います) 粘土、クレヨンなど(2歳以上児)など	実費
写真販売	行事等のスナップ写真販売(希望者のみ)	(※業者へ直接支払い) 実費

※入園・進級時に通園カバン代金の支払いを受けた場合は領収証を交付いたします。

※代金は集金用封筒に入れてお持ちください。釣銭の無いようお願いいたします。

※各年度末に、領収印を押したこれらの集金袋を返却し、領収証の交付に代えさせていただきます。

※令和4年度よりスナップ写真の購入申込や代金の支払いはすべて業者へ委託します。当園での写真代集金はありません。

#### ※延長保育に係る利用者負担

##### (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- ・午後18時～午後18時30分の間に降園…… 1回 100円
- ・午後18時30分以降の降園 …… 1回 200円

##### (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

- ・午後16時～午後16時30分の間に降園…… 1回 100円
- ・午後16時30分以降の降園 …… 1回 200円

#### ※その他

- ・保護者会費(全園児対象)として 一人500円/月 ご負担をお願いします。
- ・粘土やクレヨン、運動会・生活発表会のDVD代金などは実費をご負担ください。
- ・令和4年度から緊急時一斉メール送信システムを導入しています。このシステムで欠席連絡もできるようになりました。保護者の携帯電話など、迅速かつ確実に連絡を受信できるメールアドレスをご登録ください。  
またメールでの受信が難しい場合はその旨担任へお知らせください。

## 重要事項説明書についての同意書

令和        年        月        日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名        東光保育園  
説明者        園長    坂本 留美子

私は本書面に基づいて東光保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童との続柄 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_

児童名 \_\_\_\_\_